

# 大学ＣＯＣ事業等の不正経理に関する調査結果について（概要）

## 1 経緯

平成27年2月中旬に、本学の学生の保護者から担当教員に関する教育上の相談が本学にあった際、当該教員の大学ＣＯＣ事業（文部科学省補助事業）の実施に関する研究費の経理上の疑義を指摘された。保護者からの指摘を受け、当該教員から事情を聴取したところ、学生等の雇用に関する支出について不正があることを認めため、平成27年3月2日に当該事実を公表するとともに、学内に調査委員会を設置し、全容解明に向けて調査を行った。

## 2 調査結果の概要

当該教員は、平成22年度より、学生等の雇用にあたり、学生等の従事態がないにも関わらず、または、従事態があったものについても実績の水増しや目的外の業務をさせるなど勤務日や勤務時間等が事実と異なる虚偽の勤務記録を作成して、大学から賃金等を不正に支出させた。さらに、学生等に対しては、不正に支出された賃金等の一部を当該教員に還流（返金）させ、別の用途に使用していたことが判明した。

これらの不正支出については、当初、保護者から指摘のあった大学ＣＯＣ事業に関するものだけでなく、一般研究費や実験実習費などのその他の大学財源に及んでいた。

なお、動機について、当該教員は、地域の振興や活性化のイベント開催等の取組のための予算が十分ではなく、必要な財源を確保したかったこと、およびイベント規模の拡大により、細々した経費支出の手続きが面倒になったと述べている。

## 3 大学としての結論と判断理由

不正と判断された雇用については、学生等の実際の業務への従事態のあるなしに関わらず、賃金支出の根拠となった書類（勤務表に記載された勤務日等）が虚偽であることから、この間の支出賃金の全額2,650,720円を不正額と認定した。

また、還流金を含めて不正に取得された賃金等の用途については、「学生の学修活動に要したもの」、「教員の研究活動に要したもの」、「地域貢献活動に要したもの」であり、予算財源を確保して正式な支出処理を行えば支出できたもの、もしくは、大学財務部門と協議をすれば支出できる可能性があったものと考えられることから、私的流用はなかったと判断した。

○学生等の雇用に関する不正な支出額

年 度	不正な支出額	備 考
平成 22 年度	642,380 円	
平成 23 年度	390,000 円	
平成 24 年度	403,120 円	
平成 25 年度	765,720 円	(うち大学 COC 事業 280,170 円)
平成 26 年度	449,500 円	(うち大学 COC 事業 346,500 円)
合 計	2,650,720 円	(うち大学 COC 事業 626,670 円)

○不正雇用に関与させられた学生の数

区 分	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
大学 COC 事業分	—	—	—	4 名	4 名
その他大学財源分	12 名	6 名	6 名	6 名	1 名
実人員数 (年度別)	12 名	6 名	6 名	7 名	5 名
実人員数 (H22~H26)	28 名				

# 再発防止策について

公立大学法人滋賀県立大学

大学COC事業に関する不正経理および包括外部監査結果に対する県の財務会計事務適正調査結果を受けて、滋賀県立大学では、今後の再発防止に向けて的確に対応するため、教職員や学生のさらなる意識向上を図るとともに、体制面の改善なども含めた組織的な対応を進めることとし、以下の再発防止策を講じる。また、今回の不正経理については、その発覚の端緒が、当該教員の卒業論文指導にあったことから、本学における教育指導体制等についても、再発防止に向けた取組を進める。

## (1) 教職員や学生等の意識向上等に関する再発防止策

### ア 研究倫理やコンプライアンスに関する研修の実施

研究倫理に関するeラーニングの仕組みを活用するなど、より実効性のある研修を実施し、改めてコンプライアンス意識の醸成を図る。

### イ 教職員の役割に応じた研修等の実施

指導的役割を担う教授については昇任時の研修を行うとともに、新着任教員については、コンプライアンスや経理事務手続等の研修の受講を義務付ける。

### ウ 事務局体制および職員研修の見直し

研究不正に対する意識、特に研究費執行に関する意識を向上させるため、職員研修計画の見直しを図るとともに、不正行為防止を確実に進めるため、監査室の充実や学部長控室の事務処理内容の見直しなど事務局体制や事務分掌の見直しを行う。

### エ 学生に対する教育および周知の実施

学生に対して倫理教育を実施するとともに、実際に雇用される学生に対しては、不正行為に関与させられないことがないよう注意喚起を促す文書を配付するなど周知の徹底を図る。

### オ 通報窓口の明確化

本学ウェブサイト上に、コンプライアンス違反や不正発見時における通報窓口を明確に表示する。(対応完了済)

## (2) 財務関係事務に関する再発防止策

### ア 大学改革推進等補助金事業に対する経費執行管理体制の強化

補助事業の管理運営組織(委員会等)における経費執行管理の強化とあわせて、事務局においては、事業執行部署と財務執行部署の2段階で経費執行をチェックする体制を構築する。

### イ 不断の事務改善の実施

大学独自の多様な支出形態に対応した事務手続の改善を図るため、教員と財務担当職員による事務改善ワーキングを常設化し、事務手続改善および周知の徹底を図る。さら

に、教員に対して研修や説明会への積極的な参加を促すなど、公費（研究費）執行の理解度を高める。

**ウ 雇用に関する事務手続の改善**

日々雇用職員の勤務実績を証する書類である勤務表について、従事内容および時間等を具体的に記載させるなどの様式改正を行う。（対応完了済）

**エ 財務執行管理および監査体制の強化**

雇用に関しては、上席者への決裁ルートの見直し等により従事内容の妥当性のチェックを強化するとともに、監査室による監査の頻度の増加および監査マニュアルの整備を図る。

**オ 包括外部監査指摘教員に対する公費執行管理の厳格化**

当該教員に対しては既に厳格な執行管理を実施しており、今後、仮に適正を欠いた事後支払の要請があったとしても、公費での執行は行わない。

**カ 物品発注手続違反に対する指導、周知の徹底**

物品等に関して、事後発注事例を確認した際には、教員に発注手続きをやり直させる。業者に対しては、本学からの発注ルールに関する周知文書を配布するとともに、取引におけるルール遵守の誓約書の提出を求める。

**キ 物品検収の確認方法の徹底**

やむを得ず写真による検収確認を行う場合は、主要部品、個数、設置状態、日付などが確認できるものであることを条件として、検収確認とする。（対応完了済）

**（3）教育指導の改善およびガバナンス等に関する再発防止策**

**ア 学生教育等に関する情報共有の徹底**

全学科で実施されている学科会議の議事等を見直し、教育に関する情報共有を徹底するとともに、必要に応じて上位の会議への報告を通じて大学全体として教育指導体制の充実を図る。

**イ 卒業研究指導における複数指導体制の充実**

卒業研究指導に関して、必要に応じて複数の教員から指導を受けることができる体制の充実を図る。

**ウ 監事による教学ガバナンスの強化**

監事においては、学科会議等も出席対象として拡大し、教学上の運営が適切に行われているか等の確認に努める。

**エ 教員活動の見える化の実施**

学生への適切な教育指導時間の確保を図るため、グループウェアのスケジュール機能の活用により各教員の学内外での活動状況の見える化を進める。

**オ 学生からの相談対応体制の充実**

学生からの教育上の悩み等に対応するため、従来のカウンセリングに加えて、具体的なサポートができる全学的な学生相談窓口の充実を図る。